

A-1 会社・経営

意見書 No	内 容
124	12月28日の意見書に対する見解書P2に、「世界経済情勢の悪化やそれに起因する産業構造の変化など、種々の劇的外部環境の変化」とあるが、計画申請取り下げをせざる（を）得ないほどの産業構造の変化とは、卑近な例として具体的に何を指しているのか？ 御指摘の箇所は、見解書P2の「当初計画を立てた時から数年が経ち、その間の世界的経済情勢の悪化やそれに起因する産業構造の変化など、種々の劇的外部環境の変化があり、それに対応する形で当社の計画も一部見直しをする必要が生じました。」の記載部分と察します。 この焼却施設中止の件についての時系列的な流れはおおよそ次のようなものでした。 そもそも当施設を計画したのは2004～2005年頃になります。当然この時点での経済状況、業界動向をもとに計画がスタートし、ここから社内的な市場調査や収益シミュレーションを重ね、具体的実施計画としてまとめあげ、行政に対し相談を上げ事前協議を始めたのが2006年（平成18年）6月。その後許可申請中の2008年（平成20年）9月頃に所謂リーマンショック（以下、LSという。）が起き、最終的に許可申請を取下げましたのが2010年（平成22年）4月となります。 この間、たとえば世界経済の動きを見ますと、原油価格はWTI（ドル/バーレル NYMEX）が、65ドルからLS前には133ドルまで上昇、その後39ドルまで急落。同じく鉄鋼価格は鉄スクラップ（千円/トン 日刊産業新聞データ）で、18千円から62千円へ上昇、そして4千円に急落と非常に大きな変化が起きております。 一つのプロジェクトとして見た場合、これらの動き、特に価格上昇局面では、先ずプラント価格の大幅な増加という形で現れ、収益シミュレーションを著しく悪化させ、プロジェクトの存続そのものを揺るがすこととなりました。 一方、焼却事業という視線で見た場合でも、こうした経済の浮き沈みによる影響はもちろんこと、これ以外にも地球温暖化防止やCO₂削減という社会的価値観の変化や、焼却市場における関東地区で大型施設の相次ぐ稼働による需給バランスの変化などもあり、これらは焼却施設向け廃棄物の減少や取り扱い、助燃材の確保難やコスト高騰などという形となり複合的な事業性悪化要因として出現しました。 また、当社サイドの思惑や計画だけではなく、こうした経済・産業構造の変化により当初発注先として予定していたプラントメーカーが、事業体制そのものを維持できなくなり当該セクションの撤退を余儀なくされるという想定外の事態も招きました。 こうした数々の要因が重なり、当初予定の事業計画そのものを大きく見直さざるを得なくなったため、設置許可申請を取り下げることとなりました。
125	意見書に対する見解書P2の呉松処分場の項で、「確かに当社にも、これまで至らずご心配をお掛けした点もあった」と述べていますが、住民に心配を掛けたと御社が認識している具体的な事案をすべてお答え下さい。

御指摘の箇所は、見解書 P2 の「確かに当社にも、これまで至らず御心配をお掛けした点もあったかと存じます。」の記載部分と察します。

先ず、本記載は呉松（処分場）の項について限定したものではなく、呉松・豊橋・福田の各記載を総括した文章での表現であります。

御質問の具体的な事案についてですが、先の見解書記載のとおりであります。

即ち、福田については、図らずも当社施設に関し背景や経緯はともかくとしても、結果的に訴訟騒ぎにまで発展してしまったこと、これにより、近隣住民様、近隣ではなくても広く一般市民の皆様、そして当社のお客様にも御心配をお掛けしてしまいましたこと、そのこと自体を指しております。

豊橋については、風呂用入浴剤や賞味期限切れの缶コーヒーなどで廃棄された商品の処分などを行うため、臭いなどについて近隣の住民様に御迷惑をお掛けしたことを指しております。

また、焼却施設の計画について、記載のとおり当社の計画は最新の技術を盛り込み環境対策についても絶対の自信を持って取り組んでおりましたが、これについて住民の皆様完全に御理解を得るに至る前に取下げという形になってしまったことを指しております。

その他記載にない案件として、豊橋の施設に関係の無い車両が間違っ当社敷地内に乗入れ朝晩アイドリングしていたことによる苦情を受けた件などが御座いました。これなども、やはり当社の至らなさの事例で御座いますが、現在では、立看板や柵を設置し他社自社の車両運転者に対する注意喚起を行い間違っ乗り入れすることがないように対策を講じ、皆様には御納得を頂いております。

呉松については、文中にもありますが、開業から今日まで約 23 年間、法令遵守・適正処理を念頭に運営し、当然ではありますが、周辺住民の皆様や周辺環境に被害を及ぼすような事故の発生や法令違反などに対する行政処分^{しゅん}に属するものは受けた事実は御座いません。しかし、例えば日経エコロジーという雑誌の 2007 年 2 月号に掲載された『「異常値」続出の産廃施設周辺 進行中の不作為をどうとめるか』などの記事により、近隣住民の皆様にも多大な御心配をお掛けしたことなどを指しております。この記事などは、一部反対の立場をとられる住民様の一方的な見解をそのまま汲み、その時点で既に定期的な会合も持ち良好な関係構築がなされていた普遍の地域住民の皆様とあたかも対立するような書きぶりがされ、これらは当社よりもむしろ住民の皆様を中傷したものと考えました。また、関係住民様とのお話合により当時実施した処分場周辺 4 か所において各 4 回実施したアスベスト値測定延べ 16 件のうちで、15 回が法基準値以内であったにも関わらず、処分場の風上で計測し他の影響を含んだと思われる 1 回の検出値だけを抽出し、さもそれが常態値であるかのような書きぶり^かで、いたずらに住民の皆様^たの不安を煽る内容のものでした。さらに、浜松市には廃棄物処理を監督指導する行政として、その時点はもちろん現在まで適切な指導を頂いておりますが、市がその責務すら果たさないがために上記のような状態が野放しになっているが如き締めくくりで、これらは市を中傷するものと考えました。当社としてはこれらの内容について遺憾の意を当時雑誌社に伝えております。もちろん、こうした内容や経緯について、住民の皆様によくよく御説明し御納得を頂いております。そうして、現在では良好な関係構築の証として、定期的な会合や各種情報開示、場内への自治会様の立ち入り受入、環境保全

	協定の締結などの形となって結実しております。 以上のように、こうした案件が事実であり当社に非があったとすれば、それらを教訓に、己の未熟さや至らなさを真摯に反省し、常にその改善に取組み、より確実に安全な処理と管理が可能なシステム・体制作りを行って参りました。また非がない場合では、それを誠実に御説明し御理解を得るようにし、たとえ非がなくとも、なんらかの改善できるヒントになるのであれば前向き取り入れて参りました。 何卒、御理解を賜ればと存じます。
126	(1)2/28 の意見書に対する見解書 P2 で、「安全性や機能に関係のない部分や見栄の部分などは徹底的にコスト削減に努める考え」と言っているが、具体的にどのようなことが関係のない部分であり、見栄の部分と考えているのか？ 御指摘の箇所は、先回見解書 P3 の「そうした万全の対策を講じつつも、安全性や機能に関係のない部分や見栄えの部分などは徹底的にコスト削減に努める考えであります。」の記載部分と察します。 本計画施設では、当然ながら各種法令を遵守し、環境面でも環境基準を十分達成できる仕様とし、また安全面でも天災地変などの自然災害にも十分対応できる設計とすることとしております。 記述の趣旨は、これらを一前提にしながらも、贅沢、不要不急、華美な設備などは設置しないことでコスト削減を図ろうという意図です。決して、断じて法令遵守、環境配慮、安全第一の考えを蔑ろにすることを意図しておりません。 最終処分場に限らず産業廃棄物処理施設は、もともと機能優先安全優先の施設ですので、コスト削減が可能な部分と云っても、それはおのずと限られたものとなるはずで。ところが、新しくこうした施設を運営しようとされる同業他社様のなかには、つつい建設会社やメーカーの利益優先ともとれる提案を鵜呑みにされ採用されてしまう事例があることもまた事実のようです。 当社では、長年の施設運営経験をもとにそうした無駄を排除していきたいと考えております。 具体例については、今後建設を委託するゼネコンや重機メーカーなどと十分議論調整を図り各社の提案を受けていく必要がありますが、例をあげるならば重機などは効率的な配置や、兼務できる機種は重複しないように配置することで導入台数をなるべく減らしたり、優良な中古車両を選定し導入することなどが考えられます。管理棟などは汎用なシステム建築を採用しコストを抑えるなどといった施策を考えております。 こうした一件一件では小さな効果でしかないコスト削減策であっても、それを積み重ねることで大きな効果を得ていきたいと考えております。 また、物理的な部分や目に見える部分だけでなく、計画進捗の確度を上げることにより効率的な申請手続きを進めることで時間的なロスを省いたり、ゼネコンへの発注に際しても性能コンペを実施することで建設コストを削減したり、金融機関に対する信用度を上げることで資金調達コストを下げるなどにも最大限努めることなども当然考慮して参ります。

127	先に質問した社員の犯罪事件の有無と同様に、御社の役員の犯罪事件はあるか？あればその内容を示して下さい。 先回御質問の社員犯罪事件はもとより、当然ながら役員についても犯罪事件の類は一切御座いません。
159-2	適合認証 1. 国に産業廃棄物処理業者の優良性の認証制度があり、浜松市では 7 業者が適合認証を得ている。 評価基準は次の 3 項目全てに適合することを要件とする。 (1)遵法性 (2)情報公開 許可の申請の際、次の期間にわたり、会仕情報、許可の内容、施設及び処理の状況、財務諸表、料金の提示方法、組織体制、地域融和の 7 つの項目の全てをインターネット上で公開し、それぞれの項目ごとに定められた頻度で更新していること。 (3)環境保全への取組 ア ISO14001 規格 イ エコアクション 21 などの取得 以上から、ミダックは浜松市から適合業者の認定はされていない。なぜ取得しなかったのか、取得できなかったのか、申請しなかったのか。 当社としましては、以前より上記 3 項目の要件すべてを満たしていたと考えておりますが、平成 23 年 3 月までの法令では優良事業者としての認証審査（旧「優良性評価制度」と呼ぶ。）を行政に申請できるタイミングが 5 年に 1 回の許可更新時等のみであったため、これまでタイミングが合わず、申請できませんでした。 従って、少なくとも当社が上記要件を備えていなかった為に申請しなかったとか、申請の結果優良でないと評価されたというわけではありません。 しかしながら、平成 23 年 4 月に法改正が行われ、旧「優良性評価制度」から新しく「優良産業廃棄物処理業者認定制度」が創設されました。 この新「優良産業廃棄物処理業者認定制度」では、「平成 23 年 4 月 1 日時点で既に（産業廃棄物処理業の）許可を受けている者は、その許可の有効期間中、任意の時点で申請を行うことができる」という経過措置がありますので、当社としましても先般準備が整いましたので、浜松市に申請をし平成 23 年 12 月に認可を頂くことができました。（浜松市では、産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物処分業の 4 つの認可を頂いております。） また新「優良産業廃棄物処理業者認定制度」では、「許可の有効期間が 5 年から 7 年に延長される」「排出事業者の間でも関心が高まっており、委託処理業者を選定する際の一つの指標となる場合が増えている。すなわち、この新しい優良認定を取得していれば、排出事業者からの信頼を獲得しやすくなる」といった被認定者側のメリットもあることから、その点でも今回は積極的に申請

を進めた次第です。

なお、この新しい認定制度の基準は次の 5 項目となっております。

(1) 実績と遵法性

5 年以上産廃処理業を営んでいる実績があり、廃棄物処理法に基づく改善命令等の不利益処分を受けていないこと。

(2) 事業の透明性

取得した許可の内容や産業廃棄物の処理状況、施設の維持管理状況など、一定の情報について、インターネットにより一定期間以上公表していること。

(3) 環境配慮の取組

ISO14001 やエコアクション 21 等の認証を取得しており、環境に配慮して事業を行っていること。

(4) 電子マニフェスト

電子マニフェストシステム (JWNET) に加入しており、電子マニフェストが利用できること。

(5) 財務体質の健全性

直前 3 事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が 10%以上であることや、法人税等を滞納していないことなど、財務体質が健全であること。

当社の場合、具体的には、(1)の実績と遵法性については、当社は 5 年以上、産廃処理業を営んでおり、また廃棄物処理法に基づく改善命令等の不利益処分を受けていません。

(2)の事業の透明性の情報公表事項については、「産廃情報ネット」の「情報公表事業者検索ページ」(http://www2.sanpainet.or.jp/zyohou/index_u2.php?Param1=1) で確認することが可能です。

(3)の環境配慮の取組については、平成 13 年に ISO14001 を取得し、更新を続けております。

(4)の電子マニフェストについては、平成 19 年に加入しております。

(5)の財務体質の健全性については、(2)と同様「産廃情報ネット」にも公開されている財務諸表からも計算できますが、自己資本比率は、平成 20 年 3 月末 30.4%、平成 21 年 3 月末 16.2%、平成 22 年 3 月末 18.3%となっており、いずれも 10%以上となっています。また、法人税等の滞納も御座いません。

以上より、上記認定制度の要件を満たしています。

176

過去 5 年間の議員 (国、県、市)、浜松市長他浜松市の関係者への献金の金額を知りたい。

当社(株)ミダックにつきましては、過去 5 か年度 (平成 19 年度～平成 23 年度)において、政党などの政治団体は勿論、国会議員、静岡県内外県会議員、浜松市内外市会議員、浜松市長、浜松市関係者などの政治家個人に対しても、政治活動に対する寄付その他一切の金員を支払った事実は御座いません。

	但し、平成 23 年 3 月まで当社の関係会社で、平成 23 年 4 月に株式買取により当社の子会社となっております(株)ミダックふじの宮につきましては、同社の判断による下記のような政治資金規正法に則った政治活動に対する寄付の事実が御座いました。 ・平成 19 年度～平成 23 年度において政治活動に対する寄付として、自由民主党静岡県厚生会支部に対し各年度 1,200 千円を支出。 なお、これについては当該政党支部から政治資金規正法に則って静岡県選挙管理委員会に正しく届出報告がなされております。 また、同社につきましては、平成 24 年 4 月をもって当社に吸収合併されることから、これまでの当社方針に従い政治活動に対する寄付その他は以後一切行わないこととなります。
198-2-あ	福田について「操業を自主的に停止」とあるが、今も停止しているのか？ 豊橋について「納得のいくよう努めてまいりました」とあるが、近隣住民は納得しているのか？ 福田については、平成 16 年 3 月福田町より施設停止を求めた民事裁判を提訴されましたが、当社としましては地域住民様と対話を始める誠意の証として、また裁判を早く終わらせ風評被害を最小限にとどめることが重要との経営判断から、平成 16 年 7 月に自主的に操業を停止いたしました。 その後、裁判は口頭弁論を経て弁論準備手続に付され、当社は当社の主張を述べ裁判を粛々と進めてまいりましたが、福田町側での議会や首長などの内部調整などがあり、また途中市町村合併などもあったためその行方を注視しておりましたが、新しく合併誕生した磐田市（裁判当事者として旧福田町を承継）が、裁判所からの和解勧告を受け容れ平成 18 年 2 月自ら訴えを「取り下げ」することで終結いたしました。当社としては施設再開も検討しましたが、再び地域住民と係争を繰返し問題の複雑化・長期化は経営上も好ましくないとの判断からこれを望まないこととし、平成 21 年 3 月をもって施設を解体撤去し、既に更地としております。 御指摘の箇所は、前回見解書の豊橋の現業の中間処理施設に関する記載とお察し致します。この点については、地元自治会様と締結をしております環境保全協定の定めにより環境保全協議会を設置し、この中で施設の稼働状況についての御報告や、お気づきの点等があった際にはその内容についての忌憚ない意見交換をさせていただいております。 また、一方で確かに当社の至らぬところもあり、近隣住民様からお叱りを受けるなど負の実例も確かに御座いました。 具体的な例を挙げますと次のような実例がありましたが、同時に対応策を図り、現状では近隣住民様の御納得を頂いておるものと当社では考えております。 ・ 当社施設に関係の無い車両が間違っって当社敷地内に乗入れ朝晩アイドリングしていたことによる苦情に対して、立看板や柵を設置し他社自社の車両運転者に対する注意喚起を行い間違っって乗り入れすることがないように対策を講じた。 ・ 臭いに関する苦情に対して、その原因となる受入物の特定及びその処理フローを変更し、建屋内ミスト噴霧施設を設置することなどにより臭気対策をおこなった。

	・ 近隣住民の方からの御要望から、住民車両が通行しやすくなるよう一部自社用地を利用に供した。 また、現在では近隣住民の方々への直接対応窓口を設け、速やかに対応できるよう努めており、昨今においては新たな御要望や苦情を頂くことはなくなっております。
198-2-い	呉松について「一部扇動的な行動を取られる住民」とあるが、引佐地区ではあるのか？ そもそも「扇動的」とは、どのような言動を示すのか伺いたい。 「一部扇動的な行動を取られる住民」と明記するならば、具体的に誰なのか、文書にて教えて頂きたい。引佐地区には、扇動的住民が居る（いる）と認識しているのか、伺いたい。 呉松事業所の運営におきましては、当社としては誠に遺憾ながら、一部の方々の反対感情が高じたことなどによると思われる事実に基づかない誹謗中傷や悪意による誇張表現などの流布を受けていたとの認識でおります。こうした動きにより、多くの地元住民様や自治会様との建設的で平和的な対話の機会を奪われることとなりました。これは、現在お話をさせていただいている自治会様から当時の状況として明言を頂いており、僭越では御座いますが、当社としましてはこれらは紛れもない事実と認識しております。 ですが、そうした一般の住民様に対して流布された誹謗中傷や誇張表現についての具体的な発言内容や発言者については、申し訳御座いませんが、当社からお答えすることは致しかねます。当社に直接的におっしゃられてきたわけでは御座いませんし、現在良好な関係にある地元の方々に別途の御迷惑をお掛けすることになると考えるからです。また、今後もそうした論争に当社が立ち入ることは致しません。 反対のお考えとそうした行動は、本来区別されるべきではないでしょうか。 しかし、むしろ注目して頂きたいのは、今ある厳然たる事実です。今では、そうした方々は地元からも距離を置かれるようになったと聞いており、実際に地元自治会はじめ近隣住民様とは現在非常に良好な関係を築かせて頂いていると自負しております。それは大多数の住民同意に基づいた環境保全協定締結という形になり結実しております。 「扇動的な行動を取られる住民」が引佐地区におられるのかという問いにつきましては、もちろんそのような事案を伺っておりませんし、また当社にそのような思いや考えも一切御座いません。 当社が願うのは、お互いに感情的な行動をとるのではなく開かれた場で紳士的に対話を重ねさせて頂き、双方にプラスとなるような建設的な機会を頂けることであります。 何卒、御理解を賜ればと存じます。

2行目「当社が倒産するなど・・・事業を承継する会社が現れるものと思われ」とあるが、認識が甘い。投資額以上の利益が予想されないまま、事業を継承する会社が、どこにあるのか教えて頂きたい。

御指摘の部分は、見解書 P4 の「万々が一、当社が倒産するなどという事態になった場合は、事業を承継する会社が現れるものと思われ、その会社が債権債務も承継するものと考えます。」の記載部分と察します。

御指摘のとおり、単純に現状直ちに承継する会社が存する、ないしは出現することを確約できる裏付けは御座いません。

上述よりも「その時点で事業部門の細分化個別化を含め、その投資額や債権債務額や、将来の利益性など事業性を総合的に判断し、投資に見合うとなれば事業承継する会社が現れるものと考えます。」などの表現の方がより適切であったかもしれません。この点につきましては、網羅性を欠いた至らぬ表現だったとして、深く陳謝させていただきますとともに訂正をお願いできればと存じます。誠に申し訳御座いませんでした。

然るに、先ずは倒産などといった事態が起きないようにすることが最も肝要なのであり、我々は最終処分場の運営するという極めて大きな社会的責任を負っていることを十二分に自覚し、健全な会社経営を目指し、自社の経営基盤の強化に邁進していかなければならないことを自戒しなければなりません。

また、将来に亘る健全経営については勿論上記のとおり申請者である当社が自覚をもってこれにあたるのが第一義なのですが、今回の申請過程では行政当局により施設運営者として現時点で必要とされる経理的基礎についても客観的に審査もされます。

さらに、最終処分場については、法で定められた維持管理積立金制度があります。

この制度趣旨は、「最終処分場は、埋立終了後も浸出液の処理等の維持管理を長期間にわたり継続して行わなければなりません。しかしながら、一部の最終処分場において設置者が倒産等により不在になり、その結果最終処分場の維持管理が行われないという事態が生じています。こうした状況に対応するため、処分場の維持管理を適切に行うとともに、周辺住民の当該処分場に対する信頼性を高めるため、埋立終了後に必要となる維持管理費用を埋立期間中にあらかじめ積み立てなければならないこと。」として制度化されたものです。

当然本計画施設も、これに該当します。

更に、平成 23 年 4 月には本制度が強化され、積立義務違反には設置許可取消が定められ、また設置者が倒産等した場合の、地位承継人の維持管理義務が、そして地位承継人ないし代執行行政の積立金の取戻権が明文化されました。

これらにより、当社倒産などの万が一の場合の、維持管理義務を負う者が拡充明確化され、義務の有無にかかわらず維持管理を実際に行う者が維持管理積立金を使えるようになり、最終処分場の維持管理体制が一層強化されました。

こうした法改正は、取戻権が明確化されたことで、補助的には承継会社が地位承継しやすい環境を提供するものと考えます。

204	(株)ミダックが倒産したらその後の管理はどことが責任を持つのですか？ まずは、倒産などといった事態が起きないようにすることが最も肝要なのであり、我々は最終処分場を運営するという極めて大きな社会的責任を負っていることを十二分に自覚し、健全な会社経営を目指し、自社の経営基盤の強化に邁進していかなければならないことを自戒しなければなりません。 しかし、万々が一当社が倒産するなどという事態になった場合には、その時点で事業部門の細分化個別化を含め、その投資額や債権債務額や、将来の利益性など事業性を総合的に判断し、投資に見合うとなれば事業承継する会社が現れるものと考えます。 また、最終処分場については、法で定められた維持管理積立金制度があります。 この制度趣旨は、「最終処分場は、埋立終了後も浸出液の処理等の維持管理を長期間にわたり継続して行わなければなりません。しかしながら、一部の最終処分場において設置者が倒産等により不在になり、その結果最終処分場の維持管理が行われないという事態が生じています。こうした状況に対応するため、処分場の維持管理を適切に行うとともに、周辺住民の当該処分場に対する信頼性を高めるため、埋立終了後に必要となる維持管理費用を埋立期間中にあらかじめ積み立てなければならないこと。」として制度化されたものです。 当然本計画施設も、これに該当します。 更に、平成 23 年 4 月には本制度が強化され、積立義務違反には設置許可取消が定められ、また設置者が倒産等した場合の、地位承継人の維持管理義務が、そして地位承継人ないし代執行行政の積立金の取戻権が明文化されました。 これらにより、当社倒産などの万が一の場合の、維持管理義務を負う者が拡充明確化され、義務の有無にかかわらず維持管理を実際に行う者が維持管理積立金を使えるようになり、最終処分場の維持管理体制が一層強化されました。 しかし、繰返しにはなりますが、あくまでそのような事態が起これぬよう、当社としましてはあらためて健全な会社経営を目指し、自社の経営基盤の強化に努めたいと考える次第です。
219	各項における見解書の説明文は誰が記述したのか。 A 社、B 社、C 社等責任者の明確化 見解書の各回答の作成については、専門的分野の回答には正確を期すためその分野の専門家に草案作成をお願いしておりますが、最終的な確認と記述責任は当社(株)ミダックに御座います。 例えば、浸出水処理プラントについては、技術的側面では株式会社西原ネオが草案を作成し当社が記述、それ以外の運営面などでは当社が記述しております。 また、環境アセスメントの測定予測評価などの面では日本総研株式会社が草案を作成し当社が記述、それ以外の一般論的な面では当社が記述しております。 遮水工や調整槽についての設計や技術的な側面は日本総研株式会社が草案を作成し当社が記述、最終処分場全体の設計や技術的な側面は設計会社である旧：有限会社引佐測量設計および

現：株式会社建設工学研究社が草案を作成し当社が記述しております。

地質や断層についての御説明は、これまでは主に日本総研株式会社とその地質調査部分を担当した株式会社ジーベックが、そして今般よりはこれに加え断層および ERS 法分析についてジオクロノジージャパン株式会社が草案作成にあたり、当社が記述しております。